

**令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会
第2回全体会 会議録**

1. **開催日時** 令和7年10月28日(火)午後1時30分～3時30分

2. **開催場所** 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 統括施設長 松尾 公平

【副会長】 特定非営利活動法人 1to1 理事長 武井 剛

【委員】

八千代地域生活支援センター 施設長 木崎 早苗

らいふあつぷ習志野 主任相談支援員 水野 郁子

ひまわり発達相談センター 相談支援専門員 浅倉 真紀子

高齢者支援課 副主査 張替 優子

習志野市社会福祉協議会 生活支援課 事務局主幹 河道 清人

社会福祉法人習愛会あきつ園 支援課長 浅川 時嗣

健康支援課 主査 伊東 加奈子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭 樋口 祐己

総合教育センター 指導主事 矢野 友香里

習志野障がい者ネットワーク(習志野ダウン症児者親の会あひるの会 会長) 小林 紳一

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 堀 直人

NPO 法人 希望の虹 統括管理者 津金 幸太

みんなのいしいさん家 非常勤役員 石井 香子

習志野障がい者ネットワーク(習志野八千代心の健康を守る会 副会長) 喜田 敬子

NPO 法人 希望の虹 習志野圏域グループホーム支援ワーカー 森井 真理

アシザワ・ファインテック株式会社 管理部 部長 伊藤 崇博

千葉県立八千代特別支援学校 就労支援コーディネーター 阿利 泰子

産業振興課 係長 近藤 孝洋

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム サービス管理責任者 國島 浩嗣
習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 管理者 酒井 久美子
習志野市基幹相談支援センター りん 社会福祉士 市原 裕介

【事務局】

健康福祉部障がい福祉課 課長 平岡 真由美
健康福祉部障がい福祉課 主幹・企画係長 竹口 正樹
健康福祉部障がい福祉課 支援係長 小森 俊
健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里
健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり
健康福祉部障がい福祉課 主査 落合 知之
健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 戸辺 涼太
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 清川 直哉
健康福祉部障がい福祉課 主事 田崎 大介

【傍聴者】

2人

4. 議題

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

(2)日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価について

(3)福祉ふれあいまつりについて

(4)習志野市新型インフルエンザ等対策審議会委員の推薦について

(5)習志野市市民協働こども発達支援推進協議会委員の推薦について

(6)習志野市健康なまちづくり審議会委員の推薦について

第5 協議

(1)ならとも拠点システムに係る令和6年度の協議会での評価について

(2)次期千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について

第6 その他(事務連絡等)

(1)提言書について

5. 会議資料

資料1 報告・評価シート

資料2 「福祉ふれあいまつり」実施報告書

資料3 令和6年度 ならとも拠点システム(習志野市地域生活支援拠点等)
運営評価 シート

資料4 次期千葉県障害者計画策定に係る要望

資料5-1 令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会名簿

資料5-2 事務局名簿

資料6 第八次千葉県障害者計画(概要版)

資料7 広報紙ならとも vol.36

【開会前】

1. 配付資料確認
2. 退任委員、新委員紹介

【事務局】

平成25年4月より当協議会委員を務めている社会資源開発・改善部会の星委員が5月末で退任し、6月1日より國島浩嗣委員が就任した。

次に令和2年4月より当協議会委員を務めている重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会の景山委員が9月末で退任した。

この他、9月末に健康支援課の油井委員が退任し、10月1日より重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会に健康支援課の伊東加奈子委員が就任した。

9月末に高齢者支援課の土屋委員が退任し、10月1日より相談支援部会に高齢者支援課の張替優子委員が就任した。

また、事務局職員においても人事異動があったが、時間の都合上、新たな事務局職員に関しては、資料5-2の事務局名簿をもって紹介に代えさせてもらう。

ここからの議事進行は、設置要綱第7条の規定により、松尾会長にお願いする。

3. 議事内容

【松尾会長】

ただいまから、令和7年度習志野市障がい者地域共生協議会 第2回全体会を開会する。本会議は規定により、会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は、24名である。よって、本会議は、成立した。

第1 会議の公開

【松尾会長】

日程第1 会議の公開について、本日の会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。

ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【松尾会長】

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になるとと思われる案件はない。

第2 会議録の作成等

【松尾会長】

次に、日程第2 会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

第3 会議録署名委員の指名

【松尾会長】

日程第3 会議録署名委員の指名についてお諮りする。

会議録署名委員については、令和5年度第2回全体会で、運営会議委員が輪番制で務めることとした。

よって、今回は、小林委員、武井委員を指名するが、これに御異議はあるか。

～異議なし～

【松尾会長】

異議なしと認める。

第4 報告

(1) 各部会より会議報告及び協議について

【松尾会長】

(1) 各部会より会議報告及び協議について、相談支援部会より報告をお願いする。

【木崎委員】

日々の業務の中での疑問等を委員から挙げてもらい、令和7年度の提言に向けてまとめている。ならとも拠点システムにおける緊急時の受入れ体制の確保の構築を挙げたい。実際、緊急時の受入れができず、他市の事業所や子どもも大人の事業所に依頼することがある。

また、複雑化、複合化するニーズがあり、重層的支援体制の整備促進の形で提言をしたい。「どこに相談したらよいか分からない」や、「制度の狭間で支援が届かない」といった声がある。多様化する生活課題の解決の問題点もあり、他機関との連携が重要である。部会の委員やスタイルを検討する中で、主任相談支援専門員の役割の明確化や、協議会での意見の吸い上げの部分での機能強化を意見として出したい。部会に参加していない相談支援専門員にも緊急対応等についてアンケートを取って集約していけたらよい。

にも包括事業については、医療機関との連携をテーマにして話し合っている。12月には実務者会議として協議の場の開催を予定している。医療機関に対して様々な言いたいことがたくさんあり、それをどのように整理して協議の場に持っていくかを検討している。

【松尾会長】

相談支援部会からの報告について、質問や意見はあるか。

なければ、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会より報告をお願いする。

【浅川委員】

景山委員が9月で退任した。景山委員の豊富な経験に基づく意見や提案は部会にとって学びであり欠かせないものであり、多くのことが前進した。これからも取り組んでい

く。

11月16日に避難訓練を実施する。参加者は東習志野在住の人で、自宅からかがやきの郷福楽園まで移動し、到着後、施設の人と顔合わせをする予定である。

現在、ガイドブックを部会で作成しており、各委員が作成したデータを事務局で編集作業をしている状況である。作成過程で医師会と歯科医師会に、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等の受入れについてアンケートを実施した。合計196機関に配付し、11機関から受入れ可能と回答があった。市内の総合病院は緊急時の受入れに不安があるとのことで、必要に応じてこちらから出向いてガイドブックの趣旨を説明する予定である。

部会では個別のケースについても協議しており、例えばこども園に通っている子で、こども園は看護師がいる時間にしか対応できないとのことであるが、母はもっと仕事がしたく、こども園を長く利用したいという相談があった。

この他、ケアセンター習志野が医療的短期入所を6月1日から開設した。

また、八千代市内にある「ゆうゆうらいふ」という事業所が11月で閉所する。習志野市から4名が利用しており、障がい福祉課、ぽらりす、担当の相談支援員等が今後の利用について調整している。

【松尾会長】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの報告について、質問や意見はあるか。

なければ、児童部会より報告をお願いします。

【小林委員】

次年度以降のテーマについて協議している。10月30日にプラッツ習志野の集会室で、「放課後等デイサービスを知ろう会」を開催する。また、11月21日にあじさい療育支援センターで、市内の児童発達支援事業所に参加してもらって情報交換会を開催する予定である。

ヤングケアラー、きょうだい児に関連して、全国にきょうだいの会が増えてきている。部会ではヤングケアラー、きょうだい児への支援に関するアイデアを出し、理解啓発を進めていくにはどうすればいいか、を協議しているところである。

ライフサポートファイルについて、有効活用ができていない状況がある。ひまわり発達相談センターに通う子がライフサポートファイルを受け取るが、児童発達支援事業所に通っている子も多い。ライフサポートファイルに書かれている支援内容を民間の事業所とも共有すれば、より充実した支援に繋がる。児童発達支援事業所にはほぼ毎日通う

子が多いので、ひまわり発達相談センターと連携し、切れ目のない質の高い支援にするために、どのように活用するかが重要である。

また、市内の小中学校でのソーシャルインクルージョンの理解啓発への取り組みに焦点を当てている。障がい特性に関する正しい知識を教育の一つとして啓発するものであり、何年か前までは子どもの人権のことも含めいくつかの小中学校で授業していたが、コロナ禍でやらなくなった。それを市内一律に平等に教育をしてもらえれば、より良い共生社会に繋がる。

【松尾会長】

児童部会からの報告について、質問や意見はあるか。

県内他市でもライフサポートファイルに類することは行われているのか。

【小林委員】

行われている。

【松尾会長】

作っても活用が進んでいないとのことだが、県から児童発達の研修を請け負っているので、資料に盛り込んで家庭から相談する。

【内山委員】

次期千葉県障害者計画に対する意見に入れたらよい。

【松尾会長】

次に、地域生活支援部会より報告をお願いします。

【武井副会長】

今年度は提言書の提出があるため、その協議を中心に進めてきた。習志野市内の地域資源の確認、習志野拠点システムにおけるネットワークの現状や課題について協議してきた。拠点システムについては、緊急時の受入施設である短期入所やグループホームの登録が進んでおらず、そこが進まないと本当の意味で機能しない。

日中サービス支援型共同生活援助の協議会の評価として、市内に一か所ある「車椅子特化型障がい者グループホームカイト」の見学と事業者のヒアリングを、地域生活支援部会の委員を中心に行った。

また、部会以外の視点から現状や課題を把握するため、市内の地域支援に関わる事業所に呼び掛け、9月30日に今年度第1回の事業所意見交換会を行った。相談支援事業所7、グループホーム5、B型事業所6、生活介護事業所1の合計19事業所が参加した。今回、野田圏域のグループホーム等支援ワーカー2名にゲストとして参加してもらい、制度の状況等を話してもらった。今回は困難事例について話し合い、活発な意見交

換ができた。

今後は提言の作成に向けて考えをまとめていく段階になるが、4つの提言を考えている。前提として、習志野市の地域資源の特徴でサービスの偏りがあり、重度の知的障がいや心身障がい、強度行動障がい、高次脳障がい等、より専門的な支援を要する人向けの地域資源が足りない。他の就労継続B型事業所は近年増えている。

一つ目は、必要な社会資源は何かを具体的な目標として掲げてもらいたい。

二つ目は、生活介護や重度の障がいのある人向けの施設を作るには土地や建物の確保が課題であり、市から優先的な貸し付け等、サポートする制度が設けられないかお願いしたい。

三つ目は、重度の障がいのある人が地域で生活していくために、余暇活動や移動支援が大事になるが、それらは地域生活支援事業という括りの市町村の事業で、単価が低く、それが人材確保に苦勞する要因なので、昨今の物価高騰に合わせた単価や加算の見直しをお願いしたい。

四つ目は、グループホームが近隣住民との関係が保てないとそこに住む障がいのある人が安心して暮らせないので、グループホームにAEDを設置して地域に開放し、そのための助成制度を提言として挙げたい。

【松尾会長】

地域生活支援部会からの報告について、質問や意見はあるか。

なければ、雇用促進部会より報告をお願いします。

【近藤委員】

今年度の部会の開催状況は、基本は月に一度だが必要に応じて協議事項がないときは休会にして対応している。11月21日に就労系障害福祉事業所意見交換会を開催した。前半はあかね園の企業支援員の宮脇氏に講師を依頼し、企業見学から学んだ就労ノウハウについての講義をしてもらった。18事業所が参加し、活発な意見交換をした。後半は、事前アンケートで興味のあるテーマを聞き、就労支援ノウハウ、支援員の質の向上、支援者の人材確保・育成、他機関との連携、悩み事等についてグループワークで話し合った。

今年度から市の産業振興課で障がい者の職場実習奨励金を新規事業として立ち上げた。市内居住の障がいのある人が市内企業に限らず市外の企業へ職場実習に行った際に報告をもらい、奨励金を交付する制度である。上期で15事業所で実習を行い、一定の成果を得た。下期もしっかり支援していきたい。この制度は協議会からの提言書からできたものであるなので、今期末に提出する提言書も実効性のあるものにしたい。

【松尾会長】

雇用促進部会からの報告について、質問や意見はあるか。

【内山委員】

利用者の 1 人が職場実習奨励金を使い、非常勤の雇用が決まった。本人が望むような就労形態に繋がるとよい。

【松尾会長】

次に社会資源開発・改善部会より報告をお願いする。

【内山委員】

居住支援関係の報告で、無料低額宿泊所は千葉県は原則 3 か月以内の入居が期限となっているが、実態は異なっている。無料低額宿泊所に障がいのある人がいる現状において、生活相談課のケースワーカーが訪問する際に事務局である障がい福祉課も同行し、障がい福祉の視点でアセスメントをしているところである。春に旅人の木に紹介してもらったケースは、グループホーム入居を経て单身生活が始まった。他にも情報が行き届かず、無料低額宿泊所に留まる人がいるかもしれないので、障害者手帳を持っている人には引き続き市からアプローチしてもらいたい。支援をした人の入居していた無料低額宿泊所は掃除の都合で 15 時 30 分までしかお風呂に入れないので、日中活動に行くとお風呂に入れない。生活相談課に障害者手帳を持っている人が相談にきたら、障がい福祉課のケースワーカーと連携を取り、適切な支援をお願いしたい。

八千代地域生活支援センターが県から受託している精神障害にも対応した地域包括包括システム構築推進事業の協力により、住宅支援のパンフレットについて大家さんや不動産屋への配付が完了した。

八千代市で居住支援協議会が始まる動きがある。国のモデル事業を活用し、八千代市と市原市が居住支援協議会を作り、住宅確保要配慮者のために居住支援の地域の課題を協議する。千葉県では千葉市と船橋市で設置されている。

習志野市の住生活基本計画の懇話会が始まっており、議事録を確認している。昨年度に懇話委員になっていた社会福祉協議会の常務理事と民生児童委員の担当者に会い、居住支援協議会の必要性について話してもらおうようお願いしている。今後、パブリックコメントがあるので、居住支援協議会の記載がなかったら協議会として意見を挙げたい。

10 月からは健康福祉政策課で居住サポート住宅の認定が始まった。菊地委員が健康福祉政策課の担当者と懇談した際、居住支援協議会の必要性について話した。担当者

はイメージがしづららしく、八千代市の動きを注視したい。住宅確保要配慮者の大変さがなかなか届きにくいので、その声が届くような方法を教えてほしいと言われたので、部会で協議している。らいふあっぷ習志野とも協力していきたい。

特別支援学校のバス停の見守りのボランティアについて、事務局よりお困りの場所がないか特別支援学校へ通知を送付した。今年度は要望が特になかったが、毎年度4月に通知を出してアプローチしていく必要がある。

提言書についても検討している。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会からの報告について、質問や意見はあるか。

なければ、報告(2)日中サービス支援型共同生活援助における地域共生協議会での評価について、事務局より願います。

【事務局】

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設された。日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に年1回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされており、本市では、この習志野市障がい者地域共生協議会において、評価をすることとしている。今年度、評価を実施する事業所は、車椅子特化型 障害者グループホームカイト実叡の1事業所である。今回は、会長、副会長、浅川委員、津金委員、森井委員、石井委員、喜田委員、が評価者となり事業所を見学し、その後ヒアリングを実施した。本日配付した報告・評価シートは、千葉県で定められている様式に各評価者からの意見や要望等を取りまとめたものとなっている。この報告・評価シートは、12月末日までに千葉県総合支援協議会へ提出するとともに、当該事業所へも送付する。

評価の内容は日中のサービスの提供があまり行われていない状況で、昨年からの課題がほとんど解決されず、改善がみられていないという内容になっている。

このような状況で事業者に評価結果を渡す際は、日中サービス支援型のメリットを利用者に反映するための改善と施設の健全な運営について、委員の皆さんの思いをしっかりと経営者に伝えようと考えている。

【松尾会長】

事務局からの報告について、質問や意見はあるか。

【森井委員】

見学、ヒアリングをして、去年と同じ課題が残っていた。もう少し違う関わりができたり、改善していけばよいと思う。

【松尾会長】

習志野市内の障がいの重い方の日中活動の場や暮らす場を充実させていくことが課題だとすれば、ここの質を上げていくことが大事になる。一般のグループホームと違う日中活動の場という特色を活かしたのものになるよう働きかけていきたい。

【内山委員】

事業所の認可をした県が、しなければならない権利擁護の中でちゃんと指導・監査するよう言った方がよい。協議会は地域づくりの中でできることを一緒にやろうというアプローチしかできない。

【松尾会長】

続いて、報告(3)福祉ふれあいまつりについて、事務局より願います。

【事務局】

一昨日の10月26日(日)に、「令和7年度習志野市福祉ふれあいまつり」に習志野市障がい者地域共生協議会として参加した。当日は、委員8名、基幹相談支援センターりん1名、障がい福祉課職員4名の合計13名が参加し、ブースで輪投げ、ディスクッターナインのゲームと合理的配慮に関するクイズを行った。午前中と夕方に雨の降るあいにくの天候だったが、189人がゲームとクイズに参加した。

【松尾会長】

事務局からの報告について、質問や意見はあるか。

協議会代表として、福祉ふれあいまつりの実行委員をさせてもらっており、まつりが新たな参入が難しく、毎年来る人が同じで身内のまつりとなっているという状況を意見として述べてきた。改善については現在、事務局である健康福祉政策課で検討している。地域住民に福祉のことを知ってもらう大事なイベントなので、より開かれたものにしていきたい。

報告(4)習志野市新型インフルエンザ等対策審議会委員の推薦について、事務局より願います。

【事務局】

習志野市新型インフルエンザ等対策審議会については、令和7年10月まで1期2年間にわたり内山委員に活動していただいた。今回、令和7年11月から令和9

年 10 月までの 2 年間について、浅川委員を推薦した。

【松尾会長】

報告(5)習志野市市民協働こども発達支援推進協議会委員の推薦について、事務局より願います。

【事務局】

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会については、令和 7 年 6 月まで 1 期 2 年間、松井委員に活動していただいた。今回、令和 7 年 7 月から令和 9 年 6 月までの 2 年間についても、引き続き松井委員を推薦した。

【松尾会長】

報告(6)習志野市健康なまちづくり審議会委員の推薦について、事務局より願います。

【事務局】

習志野市健康なまちづくり審議会については、令和 7 年 10 月まで 1 期 2 年間、武井委員に活動していただいた。今回、令和 7 年 11 月から令和 9 年 10 月までの 2 年間についても、引き続き武井委員を推薦した。

【松尾会長】

日程第 5 協議、(1)ならとも拠点システムに係る令和 6 年度の協議会での評価について、事務局より願います。

【事務局】

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据え、居住支援のための 5 つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する「地域生活支援拠点等(ならとも拠点システム)」を令和 5 年 4 月より開始した。このならとも拠点システムについては、地域共生協議会で年 1 回以上の検討・評価を行うこととしている。令和 6 年度における、ならとも拠点システムに係る評価をシートにまとめた。この評価シートの様式は国から示されている地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引きを参考に作成し、運営会議委員に意見をもらいながら作成したものである。登録事業者数は令和 6 年 4 月 1 日と令和 7 年 4 月 1 日に変更はない。要支援者、事前把握及び体制の評価については、現在地域コーディネーターの配置はしていない。緊急時の支援が見込めない障がいのある人の事前把握については、市の業務を通じて一定程度できている。緊急時の支援が見込めない障がいのある人の登録の名簿の管理は、事前登録をしていないため実

施していない。相談を行う機関については、基幹相談支援センター、委託の相談支援事業所、計画を作成している相談支援事業所を位置付けている。24時間の相談体制については、夜間、休日に市の緊急連絡網で対応することになっているので、一定程度できている。緊急時の受け入れ対応の機関について十分に確保しているかについて、令和7年3月31日時点で9事業所が登録している。入所施設、精神科病院等からの地域移行にかかるニーズの把握活動については、拠点コーディネーターの配置をしていないためできていない。体験の機会の場については、ショートステイ、グループホーム、通所事業所にて、一定程度確保されている。地域の体制づくりの緊急時の受け入れ、対応についてはできていない。地域住民に対する拠点等の存在、役割の広報、周知については、市民向けのチラシを作成したので丸になっており、前年との変更点になっている。関係機関との連携状況は、拠点コーディネーターの配置をしていないため、できていない。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

【喜田委員】

拠点コーディネーターの配置ができていないため、できていないことが多い。拠点コーディネーターの配置はすぐにしてもらえるのか。病院から派遣するのか、市役所から派遣するのか、どうなっているのか。いないのであれば、どのようにフォローしていくのか知りたい。

【事務局】

コーディネーターについては、加算があるのでそれによって配置ができるとよいが、なかなか難しい。市で事業所に委託する形になると思うが、現状、来年度の配置も難しい。しかしながらコーディネーターが配置されていないからと言って緊急時に対応できない訳ではなく、市や基幹、委託事業所等が協議しながら受け入れをしてくれる場所を探す。

事前登録制については来年度の実施を考えている。どれくらいのニーズがあるかどうか等、分からないとコーディネーターの配置もできないと考える。

【松尾会長】

協議(2)次期千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について、事務局よりお願いする。

【事務局】

現行の第八次千葉県障害者計画の計画期間が、令和8年度に終了することを踏ま

え、次期計画策定の参考とするため、各市障害者地域共生協議会に意見を求められている。本日配付した「次期千葉県障害者計画策定に係る意見聴取調査票」は、各部会からの意見を取りまとめたものである。この意見聴取調査票を千葉県へ提出する。

重症心身障がい児者・医療ケア児者支援部会から医療型障害児入所施設の設置、共生型サービスの報酬単価の引き上げ要望等と社会資源開発・改善部会から居住支援協議会への支援、差別が起きにくいまちづくりに向けた啓発活動の実施等の要望が提出される。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

【内山委員】

差別の部分で、「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」と「障害者差別解消法」はほとんど同じ理念と運用である。

保健所にいる広域専門指導員と障害者差別解消法の相談窓口である市町村の連携で、ケースワークだけでなく啓発事業もしてほしい。

条例のある千葉県としての強みを活かして、広域専門指導員の精神科病院に入院中の当事者への面会の他、病院に対して合理的配慮の工夫についての提案を進めてほしい。

障害者虐待防止法は医療機関での虐待は含まれていないので、医療機関で虐待があったとき、障害者差別解消法でアプローチすることになる。内科や歯科を受診したときに差別を受けたという相談は市町村に入っていると思う。法律ができる前に、千葉県で障害者差別をなくす条例ができた。千葉県では相談窓口が2つあり、法律の障害者差別解消法において相談する場合は市町村、条例において相談する場合は保健所の広域専門指導員である。権利擁護がたくさんできて良いと思う反面、保健所の広域専門指導員は差別の相談が全然来ないと話していた。それは差別がなくなったのか、啓発がうまくいっていないからなのか分からないが、広域専門指導員として京成電鉄やタクシー会社にアプローチしているとのこと。県条例と同じことを市町村がやるのもどうだろうと思うが、協力してやれたら一番良いと思う。令和6年度から精神保健福祉法の中で、精神科病院の中で入院患者に対する虐待があった場合の相談が県の窓口でできるようになり、その報告が県のホームページに載っていた。令和6年度は約300件の相談、通報があり、虐待と認定されたのは5件であった。虐待ではないが、合理的配慮があれば相談せずに済んだものもあったと思うが、その精査まではしていないとのこと。その後の調査は県が病院の管理者に連絡し、必要があれば実地調査をする。合理的配慮があれば

こんなに虐待の通報をすることがないかもしれない。例えば保護室の中で身体拘束をされている患者がぬいぐるみを抱きたいと言っても、ぬいぐるみを飲み込んで自殺未遂をしてしまうのでできないと拒否をするが、保護室内にぬいぐるみを置くといった合理的配慮はできると思う。本人はぬいぐるみも抱けず、紙を飲み込んでしまうと思われるので本も読めない。身体拘束を解いて保護室から出してほしいと思うが、医師の判断で身体拘束が必要なのであれば、せめて合理的配慮がもう少しあれば、本人はこんなに苦しまなくてもよくなる。そういった提案を病院にしていけば、面会のときは拘束を解いてくれたりすると思う。合理的配慮があれば解決する相談は 5/300 ではなく、50/300 だったかもしれない。病院は限られたマンパワーの中で、アイデアが浮かばないとか、普通感覚が抜けてしまっているかもしれない。虐待の相談の面会時に保健所の広域専門相談員に繋がられれば、外の風が入り、そこに力を入れる動きがあればよいと思う。

【武井副会長】

虐待の起こる原因は様々だが、その環境が外部の視点に晒されていないことが大きい。街中から離れた精神科病院であれば面会に行くことも難しく、病院側の虐待や身体拘束が起こりやすくなってしまふ。地域生活支援部会でも話し合っただけで強度行動障害関係の意見を出したので、千葉県への要望に盛り込んでほしい。

【松尾会長】

日程 第 6 その他の提言書について、事務局より願います。

【事務局】

今年度は、地域共生協議会委員の任期 3 年間の最終年度のため、3 年間の活動のまとめを提言書として、市に令和 8 年 3 月に提出することになっている。各部会で協議した提言を、11 月 10 日(月)までに提出してほしい。

地域共生協議会の広報紙ならとも vol.36 を配付した。今回は民生委員・児童委員に焦点を当てて、健康福祉政策課に原稿作成を依頼した。裏面は 11 月 22 日に開催する習志野市ユニバーサルスポーツ交流会の PR と、大人の発達障がいについての啓発記事を掲載している。

【松尾会長】

提言書は 3 年間の集大成であり、提言書の作成を通して地域課題を整理するという節目を作ることになる。運営会議では次期のならとも部会構成や取り扱う内容等、検討をし始めていて、下地を作っただけで次期の委員に引き継いでいく。

【内山委員】

習志野市がやっていた引きこもり支援ステーションについて、今年度の 10 月から社会福

社法人のうえい舎で事業委託を受けることになった。未受診の人や 8050 問題の人等、一緒に考えながら関係づくりをしていきたいので、気になるケースがあれば連絡してほしい。

閉会

【松尾会長】

本日の日程は以上となる。

以上で、令和 7 年度習志野市障がい者地域共生協議会第 2 回全体会を閉会する。